

## 公益社団法人 日本数学教育学会 著作権規程

(著作権の帰属)

**第1条** 日本数学教育学会の会誌(日本数学教育学会誌「算数教育」「数学教育」「数学教育学論究」「高専・大学部会論文誌」ならびに「大会発表要旨集」「秋期研究大会発表集録」「春期研究大会論文集」以下論文等という)の著作権は原則として本学会に帰属する。

2 ただし、依頼論文等であって、その内容が著者個人ではなく著者の所属する法人等に係わるもので、著作権の本学会への移転帰属に関し当該法人等の了解が得られない場合、あるいは特別講演記事などで著者の了解が得られない場合等、特別な事情により前項の原則が適用できない場合は、著者と本学会との間で協議のうえ措置する。

(著作権の移転帰属)

**第2条** 論文等の著作権は本学会に帰属するが、著作者人格権は著者に帰属する。ただし、著者が著者自身の論文等を複製・翻訳等の形で利用することに対し、本学会はこれに異議を申し立て、もしくは妨げることはしない。この場合、著者は本学会の了解を得ることとし、利用された複製物あるいは著作物中に出典を明記する。

(著作権の運用効果)

**第3条** 本学会は論文等の複製を行うことができる。また、第三者から論文等の複製あるいは翻訳等の詐諾要講があった場合、本学会において審議し、適当と認めたものについて要望に応じることができる。ただし、この場合関係する著者にその旨了解を得る。

(運用上の措置等)

**第4条** 前項の措置によって、第三者から本学会に対価の支払いがあった場合には関係する著者に報告のうえ、本学会会計に繰り入れ学会活動に有効に利用する。

(著作権侵害等に関する注意事項)

**第5条** 執筆に当たっては他人の著作権を侵害、名誉毀損、その他の問題を生じないように十分に配慮する。著者は公表された著作物を引用することができ、引用した場合はその出典を明示する。万一、投稿規程ならびに原稿執筆要領によって執筆された論文が第三者の著作権を侵害するなどの指摘がなされ、第三者に損害を与えた場合、著者がその責を負う。

(補則)

**第6条** この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

令和2年11月15日制定

令和2年11月15日の理事会で承認

令和2年11月15日より施行

令和5年1月16日の理事会にて修正